

若者支援に関連する庁内取組把握調査 取りまとめ（令和4年6月調査実施）

※ 本調査において対象とする「若者」の年齢の範囲は、義務教育後の16歳から39歳までとしています。

※ 本調査において対象とする「取組」は、若者に対する直接的又は間接的な「健全育成」「修学支援」「生活環境改善」「医療・療養支援」「心理相談」「就業支援」のいずれかに関連する取組としています。

※ 現時点において、「若者支援」に関連する全ての取組が以下に掲げる事業とは限りません。

	若者支援に関連する取組名	対象(年齢)		分野	取組の概要	事務事業評価シート名	備考	担当部署
		始期	終期					
1	「よしかわ若者会議～私たちの未来のはなし～」	15	29	健全育成	若者の市政への関心を高め、市政へ若者の意見を反映するための取組み。	—	令和2年度に第6次吉川市総合振興計画等の策定における市民参画の一環として発足。	政策室
2	民生委員・児童委員	—	—	心理相談	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守る。	民生委員・児童委員活動推進事業	見守りの中で支援が必要な者がいた場合、関係各所につなげる。	地域福祉課
3	社会を明るくする運動の開催	—	—	健全育成	犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くための運動を行う。	更生保護活動支援事業	犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支える。	地域福祉課
4	こころのくらしの安心相談窓口の開設	—	—	心理相談	誰もわかってくれないというような、こころやくらしに関わる様々な不安や悩みに対する相談窓口を開設する。	自殺対策事業	心に寄り添った傾聴を行い、必要に応じた支援につなげる。	地域福祉課
5	子どもの学習支援教室の運営	12	18	修学支援	生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の中学生・高校生に対し、学習支援を行う。	生活困窮者子どもの学習支援事業	対象の子どもの学力や自己肯定感の向上により、困窮の連鎖を断ち切る。	地域福祉課
6	就労支援	15	—	就業支援	就労又は転職を希望する中学卒業後かつ未就学中(夜間就学中の者を除く)である者に対し、就労支援を行う。	生活保護受給者等就労支援事業	安定収入を確保することにより、経済的自立の助長を図る。	地域福祉課
7	家庭児童相談	—	—	生活環境改善	家庭児童相談員による継続的な相談対応(市役所、児童館、乳幼児健診時等)	家庭児童相談事業	R4.4から、子ども家庭総合支援拠点を設置・運営している。	子育て支援課
8	子どもの貧困対策	0	—	健全育成	子どもの貧困対策推進計画に基づき、すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援する。	子どもの貧困対策推進事業	計画期間(H31～R5)	子育て支援課
9	青少年相談員活動の推進	15	39	健全育成	青少年の健全な育成を目的とした活動を行う吉川市青少年相談員協議会に補助金を交付する。	青少年相談員活動推進事業	本取組は、若者への直接的支援ではなく、協議会への補助を通じた間接的支援である。	子育て支援課
10	ひとり親家庭等自立支援	0	—	生活環境改善	相談、指導及び情報提供を行うことにより、ひとり親家庭等の自立を促進する。	ひとり親家庭等自立支援事業		子育て支援課
11	ひとり親家庭等医療費支給	0	18	生活環境改善	ひとり親家庭等の福祉の増進のために、子どもが18歳(一定の障がいがある場合は20歳未満)になるまで、医療費の一部を支給する。	ひとり親家庭等医療費支給事業		子育て支援課

	若者支援に関連する 取組名	対象(年齢)		分野	取組の概要	事務事業評価 シート名	備考	担当部署
		始期	終期					
12	児童扶養手当	0	18	生活環境改善	ひとり親家庭等への経済的支援を目的として、子どもが18歳(一定の障がいがある場合は20歳未満)になるまで、子どもの人数、所得に応じて手当を支給する。	児童扶養手当支給事業	子どもの人数が1人のときで全部支給の場合は月額43,070円	子育て支援課
13	放課後等デイサービス	6	18	健全育成	療育が必要な児童に通所事業を提供する。	介護・訓練等給付事業	事情により在学期間が延びた場合は、18歳を過ぎても卒業まで利用可能	障がい福祉課
14	特別児童扶養手当	-	-	生活環境改善	重度・中度の障がいのある20歳未満の障がい児を療育する父母や養育者に対して手当を支給する。	特別障害者手当等支給事業	重度障がい児一人につき月額52,400円 中度障がい児一人につき月額34,900円	障がい福祉課
15	特別障害者手当	20	-	生活環境改善	20歳以上の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する方に対して手当を支給する。	特別障害者手当等支給事業	月額27,300円	障がい福祉課
16	障害児福祉手当	0	20	生活環境改善	20歳未満の重度の障がいにより日常生活に常時介護を要する方に対して手当を支給する。	特別障害者手当等支給事業	月額14,850円	障がい福祉課
17	在宅重度心身障害者手当	0	-	生活環境改善	身体1級、2級、療育手帳○A、A、精神1級の他の障害者手当を受給していない方に対して手当を支給する。	在宅重度心身障害者手当支給事業	月額5,000円	障がい福祉課
18	心身障害者扶養共済制度	0	-	生活環境改善	障がいがある方の保護者が死亡したり重度の障がいを持った時に備えて、一定の掛け金を収めることで終身一定額の年金が支給される。	-	月額20,000円～40,000円	障がい福祉課
19	一時介護等利用料助成	0	-	生活環境改善	福祉団体が実施する一時預かりなどのサービスを利用する費用の一部を市が助成する。	障がい児(者)一時介護支援事業	補助限度額(年)50,000円	障がい福祉課
20	障がい福祉サービス等利用料助成	0	-	生活環境改善	複数の障がいサービスを利用して1ヶ月分の利用者負担の合計額が月額負担上限額を超えた場合、超過額を市が助成する。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
21	自立支援医療(更生医療)	18	-	医療・療養支援	18歳以上の身体障がい者が機能回復や障がい軽減を期待できる治療を受ける場合に医療費の一部を助成する。	自立支援医療支給事業	身体障害者手帳を取得している方	障がい福祉課
22	自立支援医療(育成医療)	0	18	医療・療養支援	18歳未満の身体に障がいのある児童が機能回復や障がい軽減を期待できる治療を受ける場合に医療費の一部を助成する。	自立支援医療支給事業	身体障害者手帳を取得していない児童	障がい福祉課
23	自立支援医療(精神通院)	0	-	医療・療養支援	精神疾患のため、通院医療でかかる保険診療分、服薬等の医療費の一部を助成する。	自立支援医療支給事業		障がい福祉課
24	重度心身障害者医療費助成	16	-	医療・療養支援	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成する。	重度心身障害者医療費給付事業	身体手帳1級～3級、療育手帳○A～B、精神手帳1級、後期高齢者障害認定者であり、65歳以上の手帳新規取得を除く	障がい福祉課
25	療養介護	18	-	医療・療養支援	病院において機能訓練、療養上の管理、看護・介護、日常生活を世話を行う施設を利用する。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課

	若者支援に関連する 取組名	対象(年齢)		分野	取組の概要	事務事業評価 シート名	備考	担当部署
		始期	終期					
26	生活介護	18	-	健全育成	日中、施設において食事・排泄などの介護を行うとともに、創作活動や生産活動などを行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
27	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	18	-	健全育成	自立した日常生活や社会生活を営むことを目標に、身体機能や生活機能向上のための訓練を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
28	就労移行支援	18	65	健全育成	就労のための能力の向上を図るとともに、実習などを通じて就労や定着の試験を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
29	就労継続支援A型	18	-	健全育成	事業所と雇用契約を結び、生産活動の機会を提供するとともに就労の能力向上に必要な訓練を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
30	就労継続支援B型	18	-	健全育成	生産活動の機会を提供するとともに就労の能力向上に必要な訓練を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
31	地域活動支援センター	18	65	健全育成	創作的活動や生産活動、社会との交流などを目的に、通所して日中活動を行う。	地域活動支援センター事業		障がい福祉課
32	日中一時支援事業	0	-	健全育成	障がい者を介護している家族等が冠婚葬祭などで一時的に介護できない場合に、施設において預かり・見守り支援を行う。	障がい児(者)一時介護支援事業	月8回まで利用可	障がい福祉課
33	短期入所(ショートステイ)	0	-	健全育成	施設において短期間、宿泊しながら入浴・排泄・食事などの介護を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
34	施設入所支援	0	-	健全育成	施設において入所しながら入浴・排泄・食事などの介護を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
35	共同生活援助(グループホーム)	18	-	健全育成	共同生活しながら各種相談や日常生活の支援を行う。必要に応じて、排泄・食事などの介護や生活支援を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
36	居宅介護(ホームヘルプ)	0	-	健全育成	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
37	訪問入浴	0	-	健全育成	家庭での入浴が困難な方を対象に事業者が浴槽を居宅に持ち込んで、入浴の介護を行う。	介護・訓練等給付事業	7月～9月：月10回、その他の月：月5回	障がい福祉課
38	行動援護	-	-	健全育成	障がい支援区分3以上の行動障害がある方が外出する際に介助や移動を支援を行う。	介護・訓練等給付事業	1人での外出が想定される年齢の方	障がい福祉課
39	同行援護	-	-	健全育成	視覚障害がある方が外出する際に介助や移動の支援を行う。	介護・訓練等給付事業	1人での外出が想定される年齢の方	障がい福祉課

	若者支援に関連する 取組名	対象(年齢)		分野	取組の概要	事務事業評価 シート名	備考	担当部署
		始期	終期					
40	移動支援	-	-	健全育成	障がいがある方が外出する際に介助や移動の支援を行う。	移動支援事業	1人での外出が想定される年齢の方	障がい福祉課
41	のぞみ号の貸出	0	-	健全育成	通院や社会参加のために、車いすのまま乗降できるスロープ付きの福祉車両の貸出を行う。	移動支援事業	利用料は無料で、燃料満タン返し	障がい福祉課
42	タクシー利用券／自動車燃料チケット	0	-	健全育成	身体1級、2級、3級～4級のうち下肢・視覚障害の方、療育手帳○A～B、精神1級、2級の方に対し、タクシー利用券か自動車燃料チケットのいずれかを交付する。	移動支援事業		障がい福祉課
43	自動車免許取得費の支給	18	-	健全育成	自動車運転免許を取得するための費用を2/3まで交付する。免許取得費の2/3か補助限度額18万円のいずれか安い方。	移動支援事業	上限18万円	障がい福祉課
44	自動車改造費の支給	18	-	健全育成	身体障がい者の方本人が運転する際に必要な自動車改造費の費用を補助する。	移動支援事業	上限10万円	障がい福祉課
45	意思疎通支援	-	-	健全育成	聴覚障がい等により口話以外の方法でないと意思疎通が難しい方に対し、手話通訳、要約筆記奉仕員の派遣を行う。	コミュニケーション支援事業		障がい福祉課
46	難聴児補聴器購入費助成	0	18	健全育成	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費の一部を助成する。	補装具費支給事業		障がい福祉課
47	NET・FAX119番	-	-	健全育成	自分で消防に通報する必要がある方で、電話による意思伝達が困難な方に対し、携帯電話のアプリやファクシミリで119番通報が可能となる。	緊急時通報体制整備事業		障がい福祉課
48	音声版広報の配布	-	-	健全育成	視覚障がいの方に対し、広報よしかわや議会だよりを音声化したCDの音声版広報を毎月郵送でお届けする。	コミュニケーション支援事業		障がい福祉課
49	緊急通報システム	18	-	健全育成	1級～3級の身体障がい者で一人暮らしの方を対象に緊急時に消防署に速やかに通報できるシステム端末を貸与する。	緊急時通報体制整備事業	設置費500円	障がい福祉課
50	位置情報サービス	0	-	健全育成	知的障がい者、精神障がい者の方など徘徊が心配される方がGPS機能を有する端末機を所有することで位置情報を検索する。	緊急時通報体制整備事業		障がい福祉課
51	日常生活用具の支給	0	-	健全育成	手すり、紙おむつ、小児慢性日常生活用具など日常生活の便宜を図るための用具を給付する。	日常生活用具給付事業	用具の種類によって年齢、障害程度等の対象要件あり	障がい福祉課
52	補装具の支給	0	-	健全育成	身体障害者手帳をお持ちの方に対し、身体機能を補い日常生活や社会生活を容易にするための装具の交付、修理等を行う。	補装具費支給事業		障がい福祉課
53	地域移行支援	18	-	健全育成	精神科病院や施設から地域での暮らしへ移行するための支援を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課

	若者支援に関連する 取組名	対象(年齢)		分野	取組の概要	事務事業評価 シート名	備考	担当部署
		始期	終期					
54	地域定着支援	18	-	健全育成	地域での生活を継続するための支援や相談を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
55	就労定着支援	18	-	健全育成	就労6ヶ月が経過した方に対し、その後も就労を継続できるよう企業間の連絡調整や課題解決の解決を支援する。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
56	自立生活援助	18	-	健全育成	定期的に訪問し、生活の課題に対し助言や情報提供等の支援を行う。	介護・訓練等給付事業		障がい福祉課
57	障がい者相談支援センターすずらん	0	-	生活環境改善	障がい者やその家族を対象に日常生活をはじめとする様々な相談支援を行い、必要に応じて関係機関への情報提供、取次を行う。	障害者相談支援事業	市からの委託事業としてなまずの里で実施。	障がい福祉課
58	障がい者就労支援センターレゴリス	16	-	生活環境改善	障がい者の就労や職業定着について広く相談支援を行う。	障がい者就労支援事業	市からの委託事業としてなまずの里で実施。	障がい福祉課
59	障害者就労促進支援金	18	-	生活環境改善	障がいをお持ちの方が職場実習を行った場合の就労応援金、職場実習協力金、就職後の就労初期支援金を交付する。	障がい者就労支援事業	就労応援金:1日に付き1,000円、職場実習協力金:1日につき5,000円、就労初期支援金:1日に付き2,000円～8,000円	障がい福祉課
60	障害児相談支援事業	0	18	生活環境改善	障がい児サービス利用のための計画相談立案、相談支援を行う。	障がい者相談支援事業	すずらん、たんぼぼ、福祉楽団、吉川市こども発達センター	障がい福祉課
61	障害者指定特定相談支援事業	18	-	生活環境改善	障がい者サービス利用のための計画相談の立案、相談支援を行う。	障がい者相談支援事業	すずらん、たんぼぼ、福祉楽団	障がい福祉課
62	生活習慣病予防健診	18	39	医療・療養支援	生活習慣病予防健診として、問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査を実施し、必要な者には受診勧奨や保健指導を行う。	特定保健指導事業に準ずる	若い世代から健康についての認識と自覚の高揚を図る。	健康増進課
63	ジュニアアスリートの育成支援	-	-	健全育成	意欲的にスポーツに取り組むジュニアアスリートを支援するため、優秀な成績を収めた選手・団体に対する表彰を行い、市ホームページや広報で大会成績等を市民に広く情報発信する。全国大会に出場する選手・団体に対し、スポーツ協会による奨励金の交付を行う。	スポーツ活動推進事業		スポーツ推進課
64	トップアスリートから学ぶ機会の創出	-	-	健全育成	トップアスリートの高いパフォーマンスを目にするこは、子どもたちの競技力向上に対する強い動機づけとなることから、トップレベルで活躍する市出身の選手や、市の企業チーム等の試合を間近に観戦する機会を設ける。さらに、ホームタウンチームの協力を得て、スポーツの発展に向けた事業実施に取り組む。	スポーツ活動推進事業		スポーツ推進課
65	若年者に対するデートDV防止のための啓発	-	-	健全育成	若い恋人同士間に起こる「デートDV」を防止する啓発を行い、暴力をは許されない意識を醸成する。	配偶者からの暴力防止及び日会社保護事業	市配偶者暴力相談支援センター(市民参加推進課内)において、デートDVの相談可。必要に応じて助言する。	市民参加推進課

	若者支援に関連する 取組名	対象(年齢)		分野	取組の概要	事務事業評価 シート名	備考	担当部署
		始期	終期					
66	中学校卒業後の雇用受け入れ	16	-	就業支援	過去の話となるが、中学校卒業後、進路先がなかった生徒の受け皿として、ある個人農家が積極的に就業先として受け入れを行った事例があった。	—	事例の生徒は、その後、農家の支援もあって定時高校に通い始めたが、最終的には農業を辞めてしまっている。	農政課
67	就職活動相談	-	-	就業支援	就労問題に関する相談に応じ、就労に結びつくような知識や技術を身に付けられるよう支援を行う。	雇用対策推進事業	対象年齢なし	商工課
68	就職活動セミナー	-	-	就業支援	就職活動に対する心構えなどをセミナー形式で実施し、職業的自立の支援を行う。	雇用対策推進事業	対象年齢なし	商工課
69	吉川市教育資金利子補給金	16	-	修学支援	高等学校等に在学する者の保護者が教育資金の貸付けを受けた場合に、利子補給を交付する。	教育資金利子補給事業	高等学校、中等教育学校(後期課程)、大学、高等専門学校、専修学校の高等課程・専門課程等に在学する者の保護者が対象となる間接的支援	教育総務課
70	教育相談	-	18	修学支援	子どもの学校生活や家庭での困りごとの相談を受ける。	教育相談事業		少年センター
71	教育支援センター	-	18	修学支援	中学校を卒業した者に対する主に進路等の教育相談を実施する。	教育支援センター事業	令和2年度に規則改正を行い、義務教育修了後の支援を明確にした。	少年センター
72	家庭訪問支援事業(アウトリーチ)	-	18	修学支援	大学生が、学校に行きづらい、家から出るのが困難な高校生くらいまでの子どもを対象に家庭訪問等を実施する。	教育相談事業	令和4年度から対象年齢を拡大した。家庭訪問以外の手段としては、オンライン、少年センター等での活動がある。	少年センター
73	青少年育成吉川市民会議	-	18	健全育成	青少年の健全な育成を目的とした活動を行う青少年育成吉川市民会議に補助金を交付するとともに、事務局として協力する。	健全育成活動事業	本取組は、若者への直接的支援ではなく、協議会への補助を通じた間接的支援である。	少年センター
74	演劇プロジェクト	10	-	健全育成	演劇公演や市事業への協力により、文化芸術の振興を図る。また、性別や年齢、経済状況にとらわれない活動により、市民の生きがいとなる活躍を提供する。	文化芸術振興事業		生涯学習課
75	成人式	20	20	健全育成	成人式自身による成人式の企画・運営により、成人としての自覚を持ち自主性をもって式典を開催する。	成人式開催事業	社会教育委員会議、教育委員会会議を経てR1:20歳で開催することを決定 R3:「成人式」の名称は変更なしを決定	生涯学習課